

## 住民監査請求があった旨の監査委員からの通知（地方自治法第 242 条第 3 項）

番号	監査委員からの 通知日	件名 (請求日) (請求の趣旨)	関係部局
1	令和 6 年 8 月 2 日	<p>三重県県土整備部に関する住民監査請求 (令和 6 年 8 月 1 日)</p> <p>名張市内で行われた都市計画法に 基づく開発許可申請において、 ①協議記録が公文書として保管され ておらず、 ②開発許可の標準処理期間が 63 日 であるのに対し、公文書を残さな い非公式な審査が事前協議を含め ると約 2 年半も費やされており、 ③審査の一部には「不作為」もみら れる。</p> <p>こうした問題のある審査事務に人 件費・経費が無駄に使われている。</p>	県土整備部